

神奈川県環境農政局 週休2日制確保モデル工事 Q&A (土木工事)

1. 実施要領・定義について

(現場閉所によるモデル工事)

Q1-1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められますか。

A1-1 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

(現場閉所によるモデル工事)

Q1-2 実施要領4 4-1 (8)「現場閉所日」のただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A1-2 具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

(現場閉所によるモデル工事) 及び (交替制によるモデル工事)

Q1-3 週休2日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A1-3 単に週休2日の確保のみを理由とした工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(現場閉所によるモデル工事) 及び (交替制によるモデル工事) Q1-4

工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A1-4 工期延伸した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、実施要領4 4-1、5 5-1「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。(現場閉所によるモデル工事) 及び (交替制によるモデル工事)

Q1-5 発注者として、モデル工事を選択する基準は何か。どのような考え方でモデル工事を決めているのか。

A1-5 原則、全ての工事が対象となります。なお、モデル工事の対象外となるのは次のとおりです。

＜対象外工事＞

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q1-6 工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるのでしょうか。

A1-6 工事途中に通期の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議願います。通期の週休2日未達成の場合、経費補正分を減額します。（森林整備保全事業設計積算要領で積算された工事は「4週7休達成」、「4週6休達成」、「4週6休未達成」と段階的に減額）

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

（現場閉所によるモデル工事）

Q1-7 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日と扱えるのでしょうか。

A1-7 実施要領4 4-1 (8)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q1-8 実施要領4 4-1 (7)、5 5-1 (6)「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-8 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）
- ・占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業（例：商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

（現場閉所によるモデル工事）

Q1-9 降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A1-9 週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領4 4-1 (7)

「対象期間」の全体において、現場閉所割合が 28.5%（4 週 8 休）以上となる場合には、実施要領 4 4-1（1）「通期の週休 2 日」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領 4 4-1（3）「完全週休 2 日」は未達成となります。

（現場閉所によるモデル工事）

Q1-10 週末に、発注者からの指示で、受注者の責に因らない作業を行った場合は、どのように休日を確保すればよいのでしょうか。

A1-10 受注者の責に因らない作業を週末に行った場合、作業を行った日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休 2 日」への影響もありません。

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q1-11 祝日はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A1-11 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所扱いとします。また、交替制によるモデル工事の場合も同様に、祝日を休日数に含めることができます。

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q1-12 入札時に、「現場閉所によるモデル工事」と「交替制によるモデル工事」は、どの書類に記載されているのでしょうか。

A1-12 特記仕様書に、「現場閉所によるモデル工事」または「交替制によるモデル工事」が記載されています。

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q1-13 令和 7 年 3 月以前の契約工事で、令和 7 年 4 月以降も継続して施工する工事については、新たな実施要領が適用されるのでしょうか。

A1-13 令和 7 年 4 月 1 日以降に公告したモデル工事のみ、新たな実施要領が適用されます。

（交替制によるモデル工事）

Q1-14 休日の定義はどのようなものか。

A1-14 技術者又は技能労働者が、工事現場において、24 時間通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。

2. 提出書類について

（現場閉所によるモデル工事）及び（交替制によるモデル工事）

Q2-1 別紙 1（現場閉所実績報告書）又は別紙 3（休日確保実績報告書）は、いつ提出すればよいのでしょうか。

A2-1 当月の現場閉所・休日確保実績については、翌月の5日までに、紙提出の場合は監督員に2部提出願います。受発注者協議の上、電子メールにより提出することも可能です。

なお、現場閉所履行報告書【別紙2】又は休日確保履行報告書【別紙4】は、基本的に工事完成日の20日前までに書面により提出願います。

(現場閉所によるモデル工事)

Q2-2 現場閉所実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-2 現場閉所実績の確認書類として、現場閉所実績報告書【別紙1】、現場閉所履行報告書【別紙2】及び週間工程表を提出していただきます。

(交替制によるモデル工事)

Q2-3 休日確保実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-3 休日各日実績の確認書類として、休日確保実績報告書【別紙3】、休日確保履行報告書【別紙4】を提出していただきます。また、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示してください。